

## ⑤飛鳥川

### i 整備方針

【環境・景観】明日香村内においては、第3次明日香村整備計画に基づき、歴史的風土、とりわけ自然環境との調和に配慮しつつ、多様な河川形状を創出し、豊かな自然にふれあい、水と親しむことのできる河川環境等の体験学習や歴史文化の学習の場として、明日香村にふさわしい河川環境の整備を図る。特に、明日香村栢森地区においては、明日香村が進めている地域活性化計画と連携し、地元住民や有識者等の意見をふまえて策定した「神奈備の郷・川づくり計画」に基づき、奥明日香の風土にふさわしい水辺景観の保全・創出、生態系に配慮した河川環境の整備を図る。また、中下流の橿原市、田原本町、三宅町、川西町域では周辺景観と調和した整備を図る。河川の整備を行う際は、環境の保全・回復に配慮する。水質については、中下流区間については見た目も徐々に悪くなり、保田橋(川西町保田)付近では環境基準を満たしていない。これらの区間ではゴミの不法投棄も多く、地域住民とともに水質改善と河川環境の改善に努める。

【利用・利水】田原本町の県営福祉パーク横などに整備した親水施設や中下流の堤防に整備された桜並木の区間では関係自治体及び地域住民と連携し適切な維持管理を図る。また、取水施設や取水量の把握に努め、継続的に水質や水量の把握に努める。

【治水】橿原市を中心とする中和拠点都市地域の浸水被害軽減と明日香村の生活基盤整備の一環として、大和川本川合流点から明日香村稲渕付近までの区間のうち、洪水を流下する能力が不足している区間について計画的に河道改修を行う。また、明日香村栢森地区においては、「神奈備の郷・川づくり計画」に基づき、洪水調節効果を有する河道改修を行う。

### ii 河川工事の目的

概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨の洪水を安全に流下させるとともに生物の生息環境を保全する。また、上流では周辺の原風景と調和した水辺空間を創出し、中流では川沿いの土地利用に配慮した良好な水辺のオープンスペースを提供する。

### iii 河川工事の種類

現況の河道法線をもとに、河道断面の拡大(拡幅・河床掘削)を行う。

特に、明日香村栢森地区では、洪水調節を目的に、河道断面の拡大を行う。

### iv 河川工事の施行の場所

三宅町小柳地内から三宅町但馬地内

(新川合流点 から かんでん川合流点まで約1,900m)

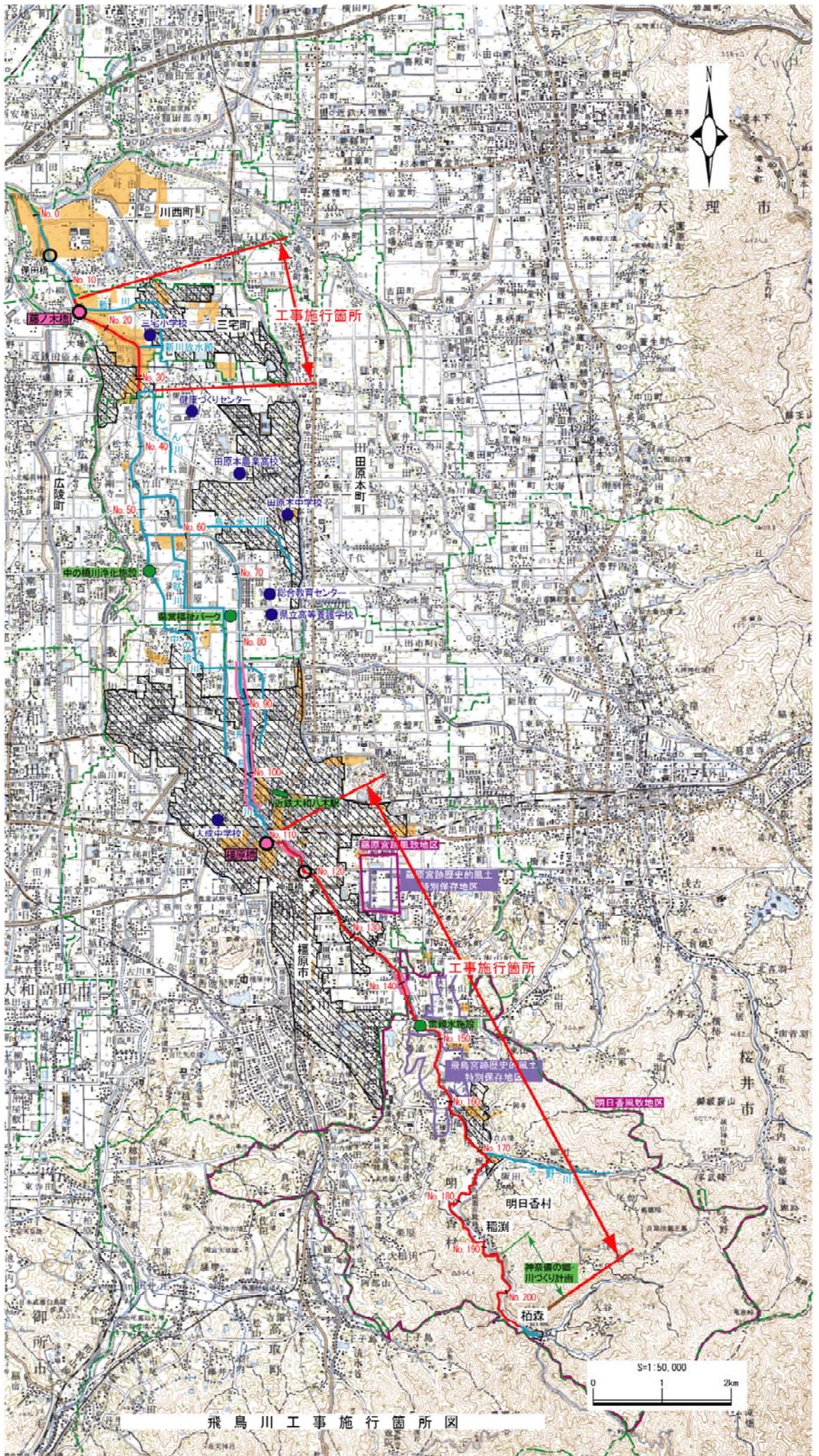
橿原市兵部町地内から明日香村栢森地内

(近鉄橿原線橋梁上流から栢森橋下流約300mまで約9,800m)

施行区間内の主な既存工作物

橋	梁	38	橋
取	水	31	基

- 凡 例
- 市町村界
  - 河川
  - 工事施行箇所
  - 桜並木
  - 貯留施設等
  - ▨ 市街化区域
  - 浸水区域



飛鳥川工事施行箇所図

## ⑥米川

### i 整備方針

【環境・景観】河川の整備を行う際は、環境の保全や回復に配慮するとともに有識者等の意見を聴きながら、耳成山歴史的風土特別保存地区などの景観と調和した整備を図る。水質については、中下流区間において流水の見た目も徐々に悪くなっており、今後も地域住民とともに水質改善に努める。

【利用・利水】堤防上に桜並木が整備されている区間では、関係自治体や地域住民と連携し適切な維持管理を図る。また、取水施設や取水量の把握に努め、継続的に水質や水量の把握に努める。

【治水】洪水を流下する能力が不足している区間のうち、中の川合流点までについて下流より計画的かつ段階的に河道改修を進める。

### ii 河川工事の目的

当面の間、概ね5年に1回程度の確率で発生する降雨の洪水を安全に流下させるとともに生物の生息環境を保全し、川沿いの土地利用に配慮した水辺のオープンスペースを提供する。

### iii 河川工事の種類

現況の河道法線をもとに、河道断面の拡大(拡幅・河床掘削)を行う。

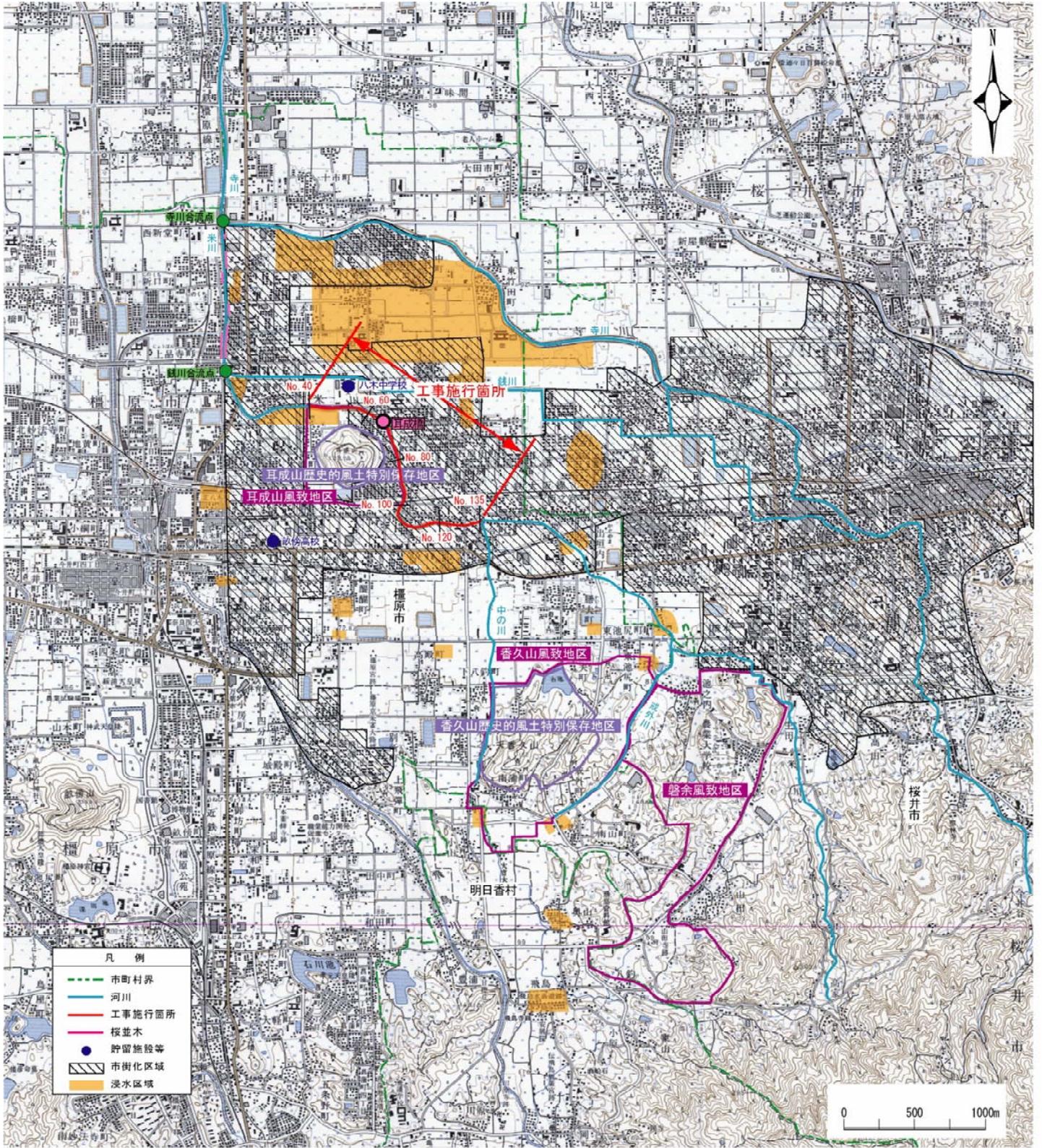
概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨の洪水を安全に流下させるための河道改修について調査・検討を行う。

### iv 河川工事の施行の場所

橿原市木原町地内から橿原市出合町地内  
(木原橋上流から中の川合流点まで約1,900m)

施行区間内の主な既存工作物

橋	梁	10	橋
取	水	1	基



米川工事施行箇所図

## ⑦中川

### i 整備方針

【環境・景観】河川の整備を行う際は、魚類、鳥類の生息環境の保全に努めるとともに植生の回復を図る。また、周辺の田園風景と調和した整備を図る。地域住民の必要性を確認した上で、既設護岸を緩斜面化するなど、親水性を高めるよう努める。

【利用・利水】取水施設や取水量の把握に努め、継続的に水質や水量の把握に努める。

【治水】大和郡山市八条町地内の区間は家屋が連坦し、河道の拡幅が困難であることから上流部に遊水地を整備し浸水被害の軽減を図る。

### ii 河川工事の目的

概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨の洪水を安全に流下させる。

### iii 河川工事の種類

遊水地を設置する。

### iv 河川工事の施行の場所

天理市中町地内



## ⑧新川

### i 整備方針

【環境・景観】河川の整備を行う際は、環境の保全や回復に配慮するとともに周辺環境と調和した整備を図る。水質については、河川水が滞留しやすいうえに生活雑排水等が流入するため流水の見た目は悪く、今後も水質改善に努め生物の生息環境を保全しながら、地域とともに河川美化啓発活動等を推進し河川環境の改善に努める。

【利用・利水】取水施設や取水量の把握に努め、継続的に水質や水量の把握に努める。なお、新川の川沿いでは、これまで親水公園等の整備は行われていない。

【治水】三宅町市街地の浸水被害を軽減するため、洪水を安全に流下させる能力が不足する区間のうち、飛鳥川との合流点から三宅町石見都市下水路合流点までの区間について計画的に河道改修を行う。また、飛鳥川との合流付近には、飛鳥川からの逆流による浸水被害を防止するための樋門を設置する。樋門の整備にあたっては、適確な情報に基づいた操作が行えるよう必要な対策を行う。

### ii 河川工事の目的

概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨の洪水を安全に流下させるとともに生物の生息環境を保全する。

### iii 河川工事の種類

現況の河道法線をもとに、河道断面の拡大(拡幅・河床掘削)を行う。  
飛鳥川との合流付近には逆流防止樋門を設置する。

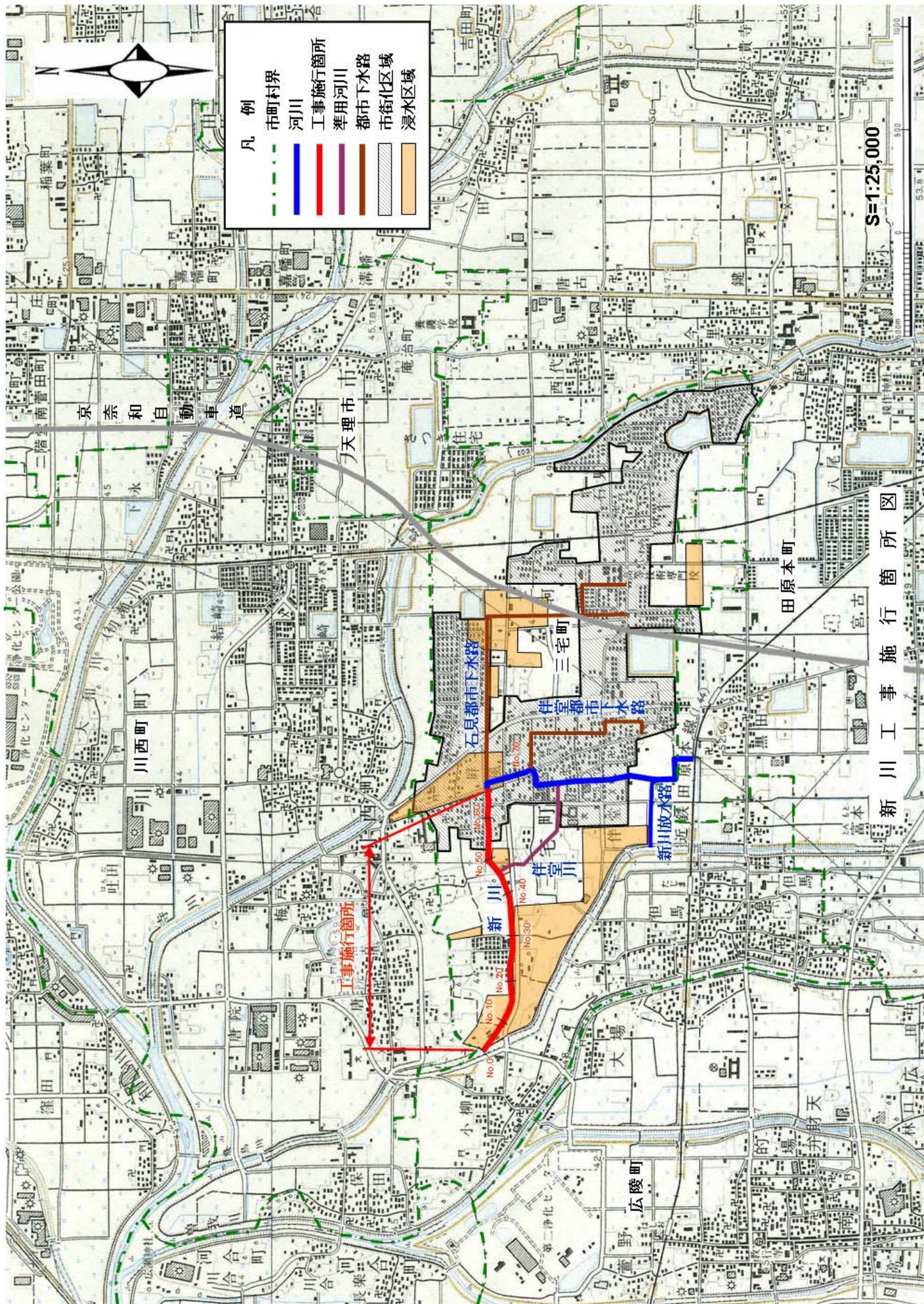
### iv 河川工事の施行の場所

三宅町小柳地内から三宅町伴堂地内

(飛鳥川との合流点 から 三宅町石見都市下水路合流点まで約1,340m)

施行区間内の主な既存工作物

橋	梁	10	橋
取	水	1	基



- 凡例
- 市町村界
  - 河川
  - 工事施行箇所
  - 準用河川
  - 都市下水道
  - 市街化区域
  - 浸水区域

新川工事施行箇所図

## 第2節 河川の維持に関する事項

### (1) 河川の維持の目的

河川の維持管理は川の365日を対象として、生物環境・空間利用・景観・利水・治水など河川に対する多様なニーズに応えるため、河川の機能を適切に維持することを目的とする。

### (2) 河川の維持の種類及び施行の場所

県管理河川を適切に維持管理するため、堤防の除草や清掃活動などを行う。また、河川巡視・点検を定期的を実施し、これを踏まえ河川の局部的な改良、洪水等による損壊施設の復旧、樋門・河川浄化施設等河川管理施設の適切な運用・管理、経年的な劣化等による施設機能損失の防止、治水上支障となる堆積土砂の除去や床固めの設置等による河床の維持管理など必要な対策を実施する。また、除草、清掃については、シルバー人材センターの活用などについて検討を行う。なお、これら維持管理に際しては生物の生息環境に配慮する。

天理ダム、初瀬ダムについては、ダム本体、取水・放流設備並びにダムに付属する各種設備などのダム管理設備を常に良好な状態に保つため、必要な計測、点検、整備を行うとともに計画的に設備の更新等を行う。また、ダム貯水池の水質調査や堆砂測量についても定期的に行い実施し必要に応じて対策を行う。

ため池、校庭や運動場等を利用した雨水貯留浸透施設については、関係機関とともに適切な維持管理に努める。

許可工作物については適切に維持管理がなされるよう指導する。特に、河川を横断する橋梁、取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が必要であることから施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。



河川巡視点検



除草

### 第3節 その他、河川の整備を総合的に行うために必要な事項

#### (1) 増水時における情報連絡体制の強化

増水時において、水災の警戒、防御、被害の軽減のため情報連絡体制の強化を推進する。県管理河川においては河川情報システムを運用し、流域の各観測局で観測される降雨や水位を収集、各河川の状況を的確に把握し、関係市町村をはじめ広く住民の方々に対し携帯電話やインターネットを通じて、これらの情報を迅速に提供することにより自主的な水防活動や避難の支援を行う。

また、平常時においては、水防キャンペーンの実施や浸水実績図、浸水想定区域図の公表、市町村が行う洪水ハザードマップの作成を支援すること等により防災意識の啓発・高揚に努める。

#### 奈良県河川情報システム「川の防災情報」

#### (2) 雨量・水量・水質の把握等

河川を適切に管理し、河川整備に役立てるため継続的に雨量・水量・水質の観測を行う。また、水質事故に対しては、関係機関相互の連絡を密にし、河川等の異常水質に速やかに対応することにより早期に水質改善の実効を上げるよう努める。

#### (3) その他

流域の水環境は、利水、治水、水質だけでなく水量(深さ)、流速、水底・岸辺の構造・景観、水生生物、親水性(水への近づき易さ)等が深く関係している。河川の整備はこれらを総合的に考慮し実施するものであるから、流域の水環境を整備するうえで中心的なものとなる。

良好な水環境を実現するために、圏域全体の水循環を視野に入れ、河川管理者以外との連携・協働に積極的に努め、流域一体となってそれを推進する。